

定 款

ジーエット株式会社

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社は、商号をジーエット株式会社と称する。

また、英文表示を「Gyet Co., Ltd.」とする。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 衣料品の製造並びに輸入及び販売
2. 洋品雑貨並びにアクセサリーの製造並びに輸入及び販売
3. 靴、鞆、バッグ等の製造並びに輸入及び販売
4. 皮革製品の製造加工、輸入及び販売
5. スポーツ用品の製造並びに輸入、卸売及び販売
6. 玩具類、日用雑貨品、家庭用電気製品の輸入、卸売及び販売
7. 食料品の輸入、卸売及び販売
8. 和洋家具調度品、室内装飾品、寝具類の製造並びに輸入及び販売
9. 台所用品、食器類の製造並びに輸入及び販売
10. 書籍、文房具、自転車、原動機付自転車、楽器等の輸入及び販売
11. 化粧品、医薬部外品、医薬品、せっけん等の輸入及び販売
12. コンピューターソフトウェアの製造、販売、賃貸及び輸出入
13. 不動産の仲介及び賃貸業務
14. 飲食店業、出版業、倉庫業、衣料用繊維製品及び寝具等の検品業務、一般旅行業、国内旅行業及び旅行業代理店業
15. 古物営業法による古物商
16. インターネットを利用した通信販売及び情報提供サービス
17. デザイン及びキャラクターの企画、制作、販売、賃貸及びそれらに関するコンサルティング
18. フランチャイズチェーン店の経営
19. 建物・ビル等の保守、管理、点検、警備、清掃及びそれらの請負
20. 介護及び介護関連サービス事業
21. 経営コンサルタント業及び前各号に掲げる事業に関するフランチャイズシステムによるコンサルタント事業
22. 暗号資産の取得、保有、売買、運用、管理及び決済サービスの導入
23. 暗号資産のマイニング（採掘）事業及びクラウドマイニングの企画、運用、管理
24. 暗号資産のステーキング、レンディング、イーールドファーミング等を通じた運用事業
25. N F T（非代替性トークン）及びデジタルアセットに関する企画、制作、販売、流通、決済システムの構築、運用管理並びにプラットフォーム運営
26. ブロックチェーン技術及びWeb 3 関連技術を用いたシステムの企画、開発、保守並びにコンサルティング業務
27. 生成AIを含む人口知能技術の研究、開発、設計、運用、保守、販売及び受託業務、ライセンス提供、教育プログラムの提供、データ分析、業務効率化支援、政策提言・情報発信

28. データセンター施設の電力インフラ、クラウドコンピューティング、ブロックチェーン等の先端技術を活用した施設・インフラの構築、運営、保守、保有、売買、資産運用、投資及び高性能コンピューティング環境の提供、管理業務
29. 有価証券の売買、保有、投資、運用、管理
30. 有限責任事業組合、投資事業組合、投資事業有限責任組合、匿名組合の組成、運用、管理
31. 金融商品取引業、投資助言業及び投資運用業
32. 企業の合併、買収、会社分割、株式交換、株式移転、資本業務提携、事業承継及び事業譲渡の実行、支援、仲介、調査、分析、評価、コンサルティング及びそれらに付随する一切の業務
33. 支払代行業、資金移動業、集金代行業並びに管理業務全般の業務代行業
34. 労働者派遣事業
35. 福祉施設向け出張販売、福祉サービス事業及び地域支援事業
36. 健康機器の製造及び販売
37. 商標権、特許権、著作権等の知的財産権、ノウハウ、システム・エンジニアリング、その他ソフトウェアの取得、貸与及び販売業
38. 広告業、広告代理業
39. 経営上必要と認める事業への投資
40. その他適法な一切の事業
41. 前各号に掲げたものの付帯事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都杉並区に置く。

第4条 (公告の方法)

1. 当社の公告は、電子公告により行なう。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

第2章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、9,000万株とする。

第6条 (自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第7条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株主の権利制限)

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 （株式取扱規程）

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第10条 （株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第11条 （基準日）

1. 当会社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合には取締役会の決議によってあらかじめ公告し臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第12条 （招集時期）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はある場合に招集する。

第13条 （招集権者及び議長）

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

第14条 （電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条 （議長の権限）

議長は総会の秩序を維持するため必要な命令を発し、これに従わない者に対して会場から退去させることができる。

第16条 （決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。
2. 前項にかかわらず、会社法第309条第2項の定めによるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

第17条 （議決権の代理行使）

1. 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当
会社に提出しなければならない。

第18条 （議事録）

1. 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項
は議事録に記載または記録する。
2. 株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を
5年間支店に備え置く。

第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

第19条 （取締役会の設置）

1. 当会社は取締役会を置く。
2. 取締役会は取締役をもって構成し、取締役会に関する事項は取締役会で定める取締
役会規程による。

第20条 （取締役の員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第21条 （取締役の選任の方法）

1. 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権
の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第22条 （取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時
株主総会終結の時までとする。

第23条 （役付取締役）

取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて
取締役会長、取締役相談役各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若
干名選定することができる。

第24条 （代表取締役）

取締役社長は、当会社を代表し会社の業務を統轄する。

取締役会の決議によって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定す
ることができる。

第25条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第26条 （取締役会の決議の省略）

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により
同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
但し、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。

第27条 （社外取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役との間で会社法第423条第1
項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責
任の限度額は法令が定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第28条 (監査役及び監査役会の設置)

1. 当社は監査役及び監査役会を置く。
2. 監査役会は監査役をもって構成し、監査役会に関する事項は監査役会で定める監査役会規程による。

第29条 (監査役の員数)

当社の監査役は、4名以内とする。

第30条 (監査役の選任の方法)

当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第31条 (監査役の任期)

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

第32条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第33条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第34条 (社外監査役との責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。

第6章 会計監査人

第35条 (会計監査人の設置)

当社は会計監査人を置く。

第36条 (会計監査人の選任の方法)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第37条 (会計監査人の任期)

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第38条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第39条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第40条 （期末配当金の支払）

当会社は株主総会の決議によって毎事業年度最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第41条 （中間配当金の支払）

当会社は、取締役会の決議によって毎年8月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第42条 （除斥期間）

当会社は、期末配当金及び中間配当金その他の分配金がその支払開始の日から満3ヶ年を経過した時は、その支払義務を免れるものとする。

（附則）

第1条の（商号）の変更は、2025年9月18日から実施する。なお、本附則は第1条変更の効力発生後削除される。